

浜田市子ども食堂等支援事業補助金

子どもの貧困対策と子どもの居場所づくりを推進することを目的とし、市内において子ども食堂等を実施する者に対して、その事業の運営に要する経費を支援します。

1.補助対象者

地域団体、法人又は市内に事務所又は事業所を有する事業者

2.補助対象事業

浜田市内において**子ども食堂等を運営する事業**

3.補助要件

次のすべての要件を満たすもの

- ① 食事の提供を概ね月 1 回以上定期的を実施すること。
 - ② 1 年以上継続して事業を実施する見込みがあること。
 - ③ 18 歳未満の子どもの利用者が総利用者の 3 割以上であること。
 - ④ 18 歳未満の子どもの利用料が無料又は材料費等の実費相当額であること。
 - ⑤ 参加者を幅広く募集し、制限しないこと。
 - ⑥ 利用者の安全及び衛生の確保並びに個人情報の保護のために必要な措置を講ずること。
- ※同一経費で、他の補助金等の交付を受けていないこと。

4.補助対象経費

- ① 施設利用料：会場使用料、備品使用料等
- ② 衛生品：食材保管用蓋つき容器、食品用包装資材、石鹼、ペーパータオル、消毒用アルコール、洗剤、使い捨て手袋、マスク等
- ③ 広報関係費用

5.補助金額

補助限度額 **10万円**
同一年度内 1 回までとします。

6.お問合せ先

浜田市子ども・子育て支援課
子ども家庭相談係
電話 (0855) 25-9331

